28歳	51.17103	54.68568
29歳	50.42816	53.95974
30歳	49.68165	53.23028
31歳	48.93147	52.49727
32歳	48.17762	51.76080
33歳	47.42013	51.02075
34歳	46.65904	50.27720
35歳	45.89439	49.53022
36歳	45.12623	48.77981
37歳	44.35453	48.02605
38歳	43.57945	47.26891
39歳	42.80099	46.50839
40歳	42.01913	45.74448
41歳	41.23398	44.97725
42歳	40.44559	44.20671

別表第四

年齢	性別 男子	性別 女子
60歳	23.79279	28.95555
61歳	23.07261	28.18273
62歳	22.35644	27.40906
63歳	21.64398	26.63423
64歳	20.93533	25.85848
65歳	20.23051	25.08197
66歳	19.52905	24.30509
67歳	18.83143	23.52864
68歳	18.13817	22.75354
69歳	17.44947	21.97991
70歳	16.76488	21.20800
71歳	16.08553	20.43885
72歳	15.41265	19.67310
73歳	14.74780	18.91125
74歳	14.09280	18.15403
75歳	13.44895	17.40271
76歳	12.81638	16.65742
77歳	12.19573	15.91898
78歳	11.58871	15.18842
79歳	10.99676	14.46676

51歳	33.21449	37.13164
52歳	32.39798	36.33126
53歳	31.57938	35.52822
54歳	30.75891	34.72262
55歳	29.93682	33.91427
56歳	29.11339	33.10360
57歳	28.28916	32.29072
58歳	27.46433	31.47576
59歳	26.63913	30.65885
60歳	25.81364	29.84013
61歳	24.98846	29.01973
62歳	24.16358	28.19758
63歳	23.33928	27.37372
64歳	22.51599	26.54840
65歳	21.69420	25.72190

80歳	10.42110	13.75454
81歳	9.86208	13.05242
82歳	9.31924	12.36122
83歳	8.79344	11.68307
84歳	8.28598	11.01972
85歳	7.79745	10.37251
86歳	7.32846	9.74246
87歳	6.87731	9.12866
88歳	6.44629	8.53436
89歳	6.02725	7.96147

90歳	5.62817	7.41111
91歳	5.25299	6.88201
92歳	4.89795	6.37363
93歳	4.56316	5.88645
94歳	4.24834	5.42404
95歳	3.95323	4.99021
96歳	3.67735	4.58435
97歳	3.42020	4.20488
98歳	3.18134	3.85165
99歳	2.96012	3.52462
100歳	2.75576	3.22376
101歳	2.56730	2.94932
102歳	2.39364	2.70183
103歳	2.23345	2.48242
104歳	2.08505	2.29371
105歳	1.94607	2.14098
106歳	1.80935	1.99998
107歳	1.66827	1.86965
108歳	1.51012	1.74878
109歳	1.30938	1.63578

110歳（男子にあっては110歳以上）	1.01222	1.52818
111歳	—	1.42145
112歳	—	1.30631
113歳	—	1.16163
114歳以上	—	0.93641

○国土交通省告示第五百十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十八条第一項の規定に基づき、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件（平成二十三年国土交通省告示第千二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

第一号中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改め、「及び同項第十二号に規定する卸供給事業者」を削り、第二号及び第三号中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十八号）第二十四条の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により、認定特定建築物の建築物特定施設の床面積のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものを定める件（平成十八年国土交通省告示第千四百九十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

第一号の表(一)の項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、第二号の表(一)の項中「小学校」の下に「（義務教育学校の前期課程を含む。）」を加え、同表(二)の項中「中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程を含む。）」を加え、第三号の表(二)の項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第五百十二号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日　　国土交通大臣　石井　啓一

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を改正する告示

昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を次のように改正する。

表国営沖縄記念公園の項沖縄県国頭郡本部町の項及び沖縄県企業局の項を削る。

表国営飛鳥・平城宮跡歴史公園の項中

文化庁	測量標
	電力ケーブル

を

文化庁	測量標

に改める。